第七条第八号に掲げる施設	地下に設けるもの（トンネルの上又は地下を除く。）	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
第七条第九号に掲げる施設	建築物			Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
第七条第十号に掲げる自動車駐車場及び自転車駐車場	建築物			Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
第七条第十二号に掲げる器具				Aに〇・〇三四を乗じて得た額				
第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに〇・〇三四を乗じて得た額				

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十九年一月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「並びに第二十九条の七第二項及び第三項」を削る。

第二十七条の二第三項第二号中「であつて第二十九条の七第二項第九号イ」を「であつて第二十九条の七第二項第八号イ」に、「及び第二十九条の七第二項第九号イ」を「及び同号イ」に改める。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「第二十九条の七第二項第九号イ」を「第二十九条の七第二項第八号イ」に改める。

第二十九条の七第一項を次のように改める。

市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）

二　世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）

三　世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

第二十九条の七第二項中「法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する」を「市町村による法第七十六条第一項の」に改め、同項第一号イ及びロを次のように改める。

イ　当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

(1)　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

(2)　国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額